

岩手県告示第729号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成18年県南広域振興局長告示第119号）で告示した砥森山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の砥森山鳥獣保護区の区域 遠野市宮守地内の国道107号と市道河内山線との交点を起点とし、起点から国道107号を西に進み遠野市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み砥森山国有林106林班い<sub>5</sub>、り<sub>4</sub>及びか小班と106林班は<sub>1</sub>、に<sub>1</sub>、い<sub>4</sub>、ろ<sub>3</sub>及びろ<sub>2</sub>小班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から砥森山国有林106林班、105林班及び104林班の林班界を北に進みさらに西に進みさらに北に進み町道向田瀬線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み一般県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道森砥山線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道河内山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。